

## 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「広告媒体」とは、本会の刊行物、本会の管理するホームページその他本会の財産で広告を掲載することが可能な媒体をいう。

(広告の募集)

第3条 広告の掲載に際し、事務局長は、あらかじめ次の事項を定めるものとする。

- (1) 広告掲載等を行う広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等
- (3) 掲載料金
- (4) 広告の募集方法
- (5) 広告の選定方法
- (6) その他広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

2 広告の募集は、事務局長が前項各号に掲げる事項を記載した募集要項を定め行うものとする。

(広告の内容)

第4条 次の各号のいずれかに該当すると認められる広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると会長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

(補則)

第5条 この要綱の実施に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年3月10日から施行する。
- 2 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会印刷物等に掲載する広告の取扱要綱は、廃止する。